

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

蕨市消防長 殿

統括 防火
防災 管理者
 住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、全体についての 防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄*	経 過 欄*		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

この様式は全体の防火管理に係る計画の作成例です。実状に応じて変更、削除等を行なってください。

作成日 年 月 日

全体についての消防計画

※「★」は該当する場合のみ適用する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、(建物名称) 全体の防火管理業務について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害が発生した際の人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、当該防火対象物の敷地内において勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 防火対象物の各部分における管理権原の及ぶ範囲は、別図1に明示する部分とする。

第2章 統括防火管理者の責務等

(統括防火管理者の選任)

第4条 消防法第8条の2第1項に基づく統括防火管理者は、管理権原者の協議により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から選任するものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第5条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者に指示を求め、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
- (2) 各事業所等の防火管理者及び防火管理業務に従事する者に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。
- (3) 防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 防火対象物の廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (5) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
- (6) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

2 統括防火管理者は、防火管理上必要な事項について消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所等に周知し、周知状況を別表1により確認する。

(防火管理業務の一部委託について)★

第6条 防火管理業務の一部を当該防火対象物の関係者以外に委託する場合、防火管理業務の委託状況を別表2のとおり定める。

(各事業所等の防火管理者の責務)

第7条 各事業所等の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

2 各事業所等の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するよう、各事業所等の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。

3 各事業所等の防火管理者は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

第3章 予防管理対策

(法定点検)

第8条 防火対象物及び消防用設備・特殊消防用設備等(以下、消防用設備等)の法定点検を次により行う。点検により不備事項が判明した際は、速やかに改修を図る。

(1) 防火対象物定期点検★

ア 防火対象物定期点検は、(責任者氏名)_____の責任において、___月に実施する。

イ 点検の結果を消防署に報告する。

(2) 消防用設備等の点検

ア 消防用設備等の点検は、(責任者氏名)_____の責任において、___月と___月に実施する。

イ 点検の結果を(3 ・ 1)年に1回、消防署に報告する。

(自主検査)

第9条 防火対象物及び消防用設備等の自主点検を次により行う。

(1) 消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等の自主点検は、別図1に示す管理権原の及ぶ範囲の管理権原者の責任により行う。

イ 消防用設備等の自主点検の実施方法、時期等は各事業所等の計画に定める。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合、特例適用条件の適否についても、併せて実施するよう、各事業所等の防火管理者に指示する。

(2) 建物等の自主検査

ア 建物、火気設備器具、避難施設及び防火設備等の自主検査は、別図1に示す管理権原の及ぶ範囲の管理権原者の責任により行う。

イ 自主点検・検査を実施する方法、時期等は、各事業所等の消防計画に基づき実施する。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第10条 各事業所等の管理権原者は、前8条及び9条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、整備及び保管しておく。

(不備欠陥箇所の改修)

第11条 防火対象物及び消防用設備等の点検等で発見された不備欠陥箇所の改修は、前第8条及び9条の責任範囲により各事業所等の管理権原者が行う。

2 不備欠陥又は改修する事項がある場合、関係者は改修計画を樹立し、改修を行う。

(従業員等の遵守事項)

第12条 当該建物に勤務し出入りする者が火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所等の消防計画に定める。

(工事中の安全対策)

第13条 複数の事業所等にわたる増築、改築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所等の防火管理者は、統括防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成し届出をする。

(放火防止対策)

第14条 放火防止対策は、統括防火管理者が次の基本対策を推進し、各事業所等の関係者等はこれを遵守するとともに、その他必要事項を各事業所等の消防計画に定める。

- (1) 防火対象物内外における可燃物の除去
- (2) 物置、空室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) その他_____

(避難施設の維持管理等)

第15条 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の管理及び避難通路の確保に関する事項は各事業所等の消防計画に定めるものとする。

2 統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している事業所等の防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。また、指示を受けた事業所等の者は、直ちにこれに従わなければならない。

(危険物施設等) ★

第16条 危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所等の管理権原者の責任において定める。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊)

第17条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次表の通り自衛消防隊(本部隊)を設置する。 ※地区隊の編成は各事業所等の計画による。

＜自衛消防隊編成表＞

自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)		隊長の代行者兼副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長不在時に任務を代行する。)		
本部隊の編成		任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任 務
指揮班	_____	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報提供 5 消防隊の災害現場への誘導 6 その他指揮統制上必要な事項	情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
通報連絡班	_____	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。)	情報収集班として編成する。	
初期消火班	_____	1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	_____	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、負傷者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	_____	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	_____	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

(自衛消防隊の活動範囲)

第18条 自衛消防隊の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(自衛消防隊の装備)

第19条 本部隊の活動等に必要な装備品は、各管理権原者と共同して整備する。★

2 装備品及び装備品等の管理については、次による。

(1) 装備品

ア 本部隊の装備品は、次のとおりとする。

(ア) 隊用装備	(イ) 個人用装備	(ウ) 隊用装備
a 消火器・・・__本	a ヘルメット・・・__個	a 担架・・・__基
b バール・・・__本	b 警笛・・・__個	b 常備薬・・・__式
c ロープ・・・__本	c 携帯用照明器具・__個	c ラジオ・・・__台
d 携帯用拡声器・・・__個	d 軍手・・・__双	d 非常用電源・・・__台
e _____	e _____	e _____

イ 地区隊の装備は、各事業所等の消防計画による。

(2) 装備品等の管理

本部隊の装備は、(保管場所) _____ に保管し維持管理する。

(自衛消防隊長の権限)

第20条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等一切の権限を付与する。

(地区隊長の任務)

第21条 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

2 地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めるときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第22条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。
- (2) 本部隊は、本防火対象物内全ての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して活動にあたる。
- (3) 地区隊の活動は、各事業所等の消防計画に定める。
- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。
- (5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長または地区隊長が本防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(休日、夜間等における防火管理体制等) ★

第23条 休日、夜間等に在館者が発生する場合、自衛消防組織は別表3に示す通りとする。

2 休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

- (1) 火災を覚知した場合は、初期消火活動を行うとともに、消防機関に通報し、在館者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所等の防火管理者等の関係者に急報する。
- (2) 消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び建物に関する資料等を速やかに提供する。

(無人の場合) ★

第24条 災害発生の連絡を受けた統括防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけ、消防隊への情報提供および関係者への連絡を行う。

緊急連絡先_____

第5章 地震対策

(地震被害予防措置)

第25条 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えての予防措置として、什器等の転倒防止措置、事業所等間の連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備等、必要な措置を講ずる。

2 各事業所等の防火管理者は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所等の消防計画に定める。

(地震発生後の応急措置)

第26条 地震発生後、統括防火管理者は、自衛消防隊に対して二次災害防止のための応急措置を行わせる。

(地震発生後の報告)

第27条 各事業所等の防火管理者は、被害の状況及び火気設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(地震時の活動)

第28条 各事業所等は、情報収集、初期救助、初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所等間の連携を図る。

2 地震時の出火防止及び消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は、被害状況に応じて対応の優先順位を決定するほか、情報収集、避難誘導を次により行う。

(1) 情報収集

ア 本部隊の指揮班員及び通報連絡班員は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講ずる。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被災状況を指揮本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 在館者を一次避難場所（_____）へ誘導する。

イ 本部隊の避難誘導班員は、地区隊の避難誘導担当と協力し、一時避難場所に誘導された避難者を広域避難場所（_____）へ誘導する。

ウ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の在館者を一次避難場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊に報告する。

(地震及び警戒宣言が発せられた場合の対策)

第29条 地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、統括防火管理者は、各防火管理者に対して指示、命令又は報告を求めることができる。

2 統括防火管理者は、大規模な地震発生の地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合は、代表管理権原者に報告するとともに各事業所等の管理権原者等に周知する。

(警戒宣言発令時の自衛消防組織の編成及び任務)

第30条 警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置し、自衛消防隊本部隊は第17条に定める自衛消防隊編成表に基づき任務を行う。

2 休日、夜間等に警戒宣言が発せられたときは、別表3に定める任務を自衛消防隊員と在館中の従業員全員が協力して行う。

(業務等)

第31条 警戒宣言が発せられた場合の各事業所等の業務は、原則として停止する。

(情報の収集、伝達)

第32条 情報の伝達は、報道機関等からの報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、在館者等に伝達する。

第6章 訓練

(消火、通報、避難の自衛消防訓練)

第33条 統括防火管理者は、全事業所等が参加する消火、通報及び避難の訓練を実施する。

2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所等の防火管理者に対し、訓練への参加を指示することができる。

3 各事業所等の訓練は、各事業所等の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第34条 統括防火管理者は、各事業所等と一体となって定期的に自衛消防訓練を実施する。

2 訓練の実施内容は、下表のとおりとする。

訓練種別	実施時期	内容
消火訓練	____月、____月	
通報訓練	____月、____月	
避難訓練	____月、____月	

3 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関に通報する。

4 統括防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、反省点を次回の訓練に反映させる。

別表1 全体についての消防計画内容確認表

No,	事業所(テナント)等の名称	占有階等	確認日	確認者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				

別表2 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

年 月 日現在

防火対象物情報	防火対象物		再受託について (委託者が更に別機関に委託すること)	
	代表管理権原者		再受託の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	統括防火管理者			
受託者情報	名称(社名)			
	所在地			
	担当者氏名			
	電話番号			
	備考			
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務	<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()
			<input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理	<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()
	方法	常駐場所		
		常駐人員		
		委託する防火対象物の範囲		
		委託する時間帯		
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務	<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()
			<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()
			<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> その他()	
方法	巡回回数			
	巡回人員			
	委託する防火対象物の区域			
	委託する時間帯			
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務	<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
方法	現場確認要員の待機場所			
	到着所要時間			
	委託する防火対象物の区域			
	委託する時間帯			

別表3

休日、夜間等の自衛消防組織編成表

◆休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館者が協力して対処する。

1 休日の指揮体制

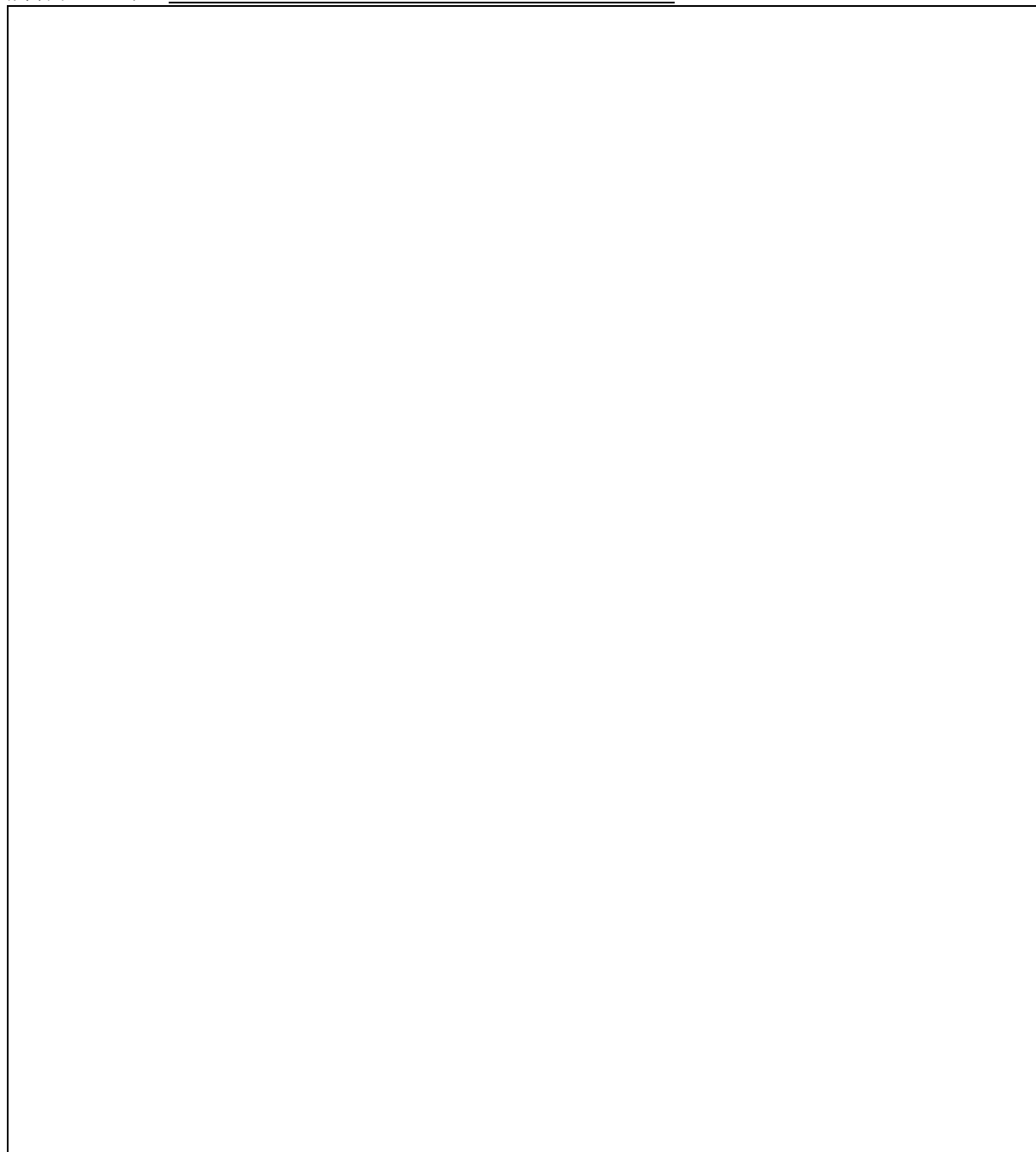
自衛消防隊長 (休日の責任者)	通報連絡担当	
	初期消火担当	
	避難誘導担当	

2 夜間の指揮体制

自衛消防隊長 (夜間の責任者)	通報連絡担当	
	初期消火担当	
	避難誘導担当	

別図1 管理権原の範囲を明示する図(各階平面図等)

所有者の氏名 _____



権限の及ぶ範囲	事業所(テナント)等の名称	用途	管理権原者名